

事業主 殿

東京都中央区日本橋茅場町 3-1-2

東京証券業健康保険組合

マイナンバーを用いた健康保険被扶養者現況調査の実施 及び マイナンバーお届けのお願い

平素は当健保組合の事業運営に種々ご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

当健保組合では、健康保険法施行規則第 50 条及び厚生労働省通達に基づき、認定された被扶養者が現在も扶養認定基準を満たしているか収入等の確認を行うことにより、負担と給付の公平性を確保し、組合運営の健全化に資することを目的として現況調査を実施しております。

昨年同様、マイナンバーを用いた現況調査を下記のとおり実施いたします。

マイナンバー未提出の方につきましては、令和 5 年 9 月 30 日までにマイナンバーをご提出ください。

ご多忙のところ誠に恐縮に存じますがご協力くださいますようお願いいたします。

記

1. 調査対象事業所

2023 年（令和 5 年）度は事業所記号 4000 番台の事業所を対象に実施します。

2024 年度以降は次のとおり実施する予定です。

2024 年度	事業所記号 5000 番台の事業所（予定）
2025 年度	事業所記号 1000 番台の事業所（予定）

2. 調査対象者

令和 5 年 10 月 1 日現在において、次の被扶養者を有する被保険者

18 歳以上の被扶養者（平成 17 年 4 月 1 日以前生まれの方）

※令和 5 年 6 月 1 日以降に認定された方は、調査対象者としません。

※健康保険法第 3 条 7 項に基づき現在海外在住の被扶養者においては国内居住要件の例外であることを前提としているため、現況調査の対象外といたします。

※マイナンバーにて必要な情報が確認できない調査対象の被扶養者がいる方につきましては、書類での調査となりますので、後日対象事業所にご案内いたします。

3. 調査項目

(1) 被扶養者の年間総収入（給与、各種年金、その他の収入）が健康保険扶養認定基準内であることの確認

・ 60 歳未満・・・・・・・・・・年収 130 万円未満

・ 60 歳以上 及び 障害年金受給者・・・年収 180 万円未満

(2) 扶養認定時点と現況における世帯状況変更の有無等の確認

4. 調査方法

(1) マイナンバーをご提出済の方

調査対象者のマイナンバーから、情報連携システムを利用し、日本年金機構、各市区町村へ順次情報照会を行い、照会結果を基に収入および世帯状況を判断いたします。

(2) マイナンバーを未提出の方

収入確認書類等（課税証明書、年金振込通知書の写し、住民票等）をご提出いただきます。

事業所担当者を通じて、提出いただく書類についてご案内いたしますので、期日までに必要書類を添えてご提出ください。

なお、認定基準を満たさない可能性のある場合、後日確認依頼表をお送りいたしますので、必要に応じて追加の書類をご提出願います。

※令和 3 年 6 月 4 日付保発第 1 号厚生労働省保険局保険課長通知「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例について」により新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した医療従事者（事務職は対象外）の給与収入については特例対応として収入に算入しないこととされております。後日お送りする確認依頼表に対象の方がいる場合は、新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事していたことが確認できる書類をご提出ください。

5. その他

年間の総収入(控除前の額)が 130 万円（60 歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は 180 万円）以上と思われる方は被扶養者になりませんので速やかに別途被扶養者異動届（添付書類が必要な場合はその添付書類つき）と該当被扶養者の被保険者証を併せてご提出ください。

また、マイナンバーでの調査不能又は被扶養者現況届が未提出の場合は、その被扶養者を健康保険法上での扶養要件を満たしてないものとしてみなし、令和 5 年 10 月 1 日付で健康保険の資格を無効とする場合がありますのでご注意ください。

本件についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

電話 03-3666-8842・1881 （業務第一課・業務第二課）